

令和3年1月15日

報道機関各位

長岡市危機管理防災本部
危機管理防災担当課長



長岡市小国地域・川口地域に適用されている 災害救助法の適用期間が延長されました

今般の豪雪に対し、災害救助法による障害物の除去（要援護世帯等の雪下ろし）を実施していますが、引き続き、障害物の除去が必要になることが見込まれることから、下記のとおり適用期間が延長されました。

記

1 適用地域

小国地域、川口地域

2 延長前の適用期間

令和3年1月10日～1月19日
(川口地域は1月11日から)

3 延長後の適用期間

令和3年1月10日～1月31日 ※延長期間：12日間
(川口地域は1月11日から)

【問い合わせ先】

○救助法適用に関すること

長岡市雪害対策本部（危機管理防災本部）

電話 0258-39-2262

○小国地域に関すること

小国地域現地雪害対策本部（小国支所地域振興課）

電話 0258-95-5905

○川口地域に関すること

川口地域現地雪害対策本部（川口支所地域振興課）

電話 0258-89-3111